

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
◇告 示 字の区域の新設等

生活保護法による診療所の廃止
生活保護法による医療機関の指定

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百五号の一部改正

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

基本測量を実施する旨の通知(二件)

証紙の小売りさばき人の指定

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十三号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条各号列記以外の部分中「第七号」を「第八号」に改め、同条第三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 地びき網漁業

第八条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 小型いかつり漁業(総トン数十トン以上三十トン未満の船舶を使用してするめいかの採捕を目的とするものに限る。)

第三十八条第一項の表中

あ ゆ 一月一日から五月二十五日まで

を

あ	ゆ
二月一日から五月三十一日まで	四月一日から十月三十一日まで
(中海海域に限る。)	

に改める。

第四十三条の表中

えびけた網 ビームの長さ 八メートル以下

えびけた網

ビームの長さ 十メートル以下

に改める。

第四十五条の表中

中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業並びにとびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)

東部海域にあつては最大高潮時海岸線から五千メートル以内の海域

潮時海岸線から三千メートル以内及びつては最大高潮時海岸線から五千五

を

中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業並びにとびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)

東部海
び東部
百メー

域にあつては最大高潮時海岸線から四千メートル以内及び海域以外の海域にあつては最大高潮時海岸線から五千五トル以内の海域

に改める。

第四十六条の表を次のように改める。

河川の名称	区	域	禁止期間
千代川 天神川 日野川	河口右岸から海岸線に沿つて東側百メートルと左岸から海岸線に沿つて西側百メートルとの間の最大高潮時海岸線から沖合八十メートル以内の海域		三月一日から五月三十一日まで

第四十八条の表中

中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。)及び小型まき網漁業

三隻
七・五キロワット

敷網漁業

二隻
七・五キロワット(二隻の場合は、一隻を五キロワットとする。)

その他の漁業(最大高潮時海岸線から五万メートル以内の海域における漁業に限る。)

一隻
五キロワット

を

中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業を除く。)及び小型まき網漁業

に改める。

敷網漁業(棒受網漁業を除く。)	二隻	十キロワット
その他の漁業(最大高潮時海岸線から五万メートル以内の海域における漁業に限る。)	一隻	十五キロワット

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 小型機船底びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限(小型機船底びき網漁業(機船手線網漁業及び貝けた網漁業を

除く。)には、総トン数が五トンを超え、又は馬力数が三十馬力を超え
る船舶を使用してはならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定
に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、並びに町及び
字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により
告示する。

この字の区域の新設並びに町及び字の区域の変更は、昭和四十九年五月
一日からその効力を生じる。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画す る字の名称	同上の区域(昭和四十九年二月十五日現在の地番による。)
福守町字宮地	西福守町字宮地五八九の一から五八九の三まで、五九〇、 五九五の二から五九五の四まで、五九六の一から五九六の三 まで、五九八、五九九及びこれらと一体をなす国有地の一部

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域(昭和四十九年二月十五日現在の地番による。)

西福守町字宮地

西福守町字宮地のうち、五八九の一から五八九の三まで、
五九〇、五九五の二から五九五の四まで、五九六の一から五
九六の三まで、五九八、五九九及びこれらと一体をなす国有
地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百九十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一
項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた
ので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松浦診療所	米子市東町一一一	昭和四十九年三月三十一日

鳥取県告示第三百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づ
き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年四月一日	松浦診療所	米子市東町一一一
昭和四十九年四月十五日	大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一一

鳥取県告示第三百九十六号

昭和二十八年七月鳥取県告示第三百五号(准看護婦養成所の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「名称 鳥取市三伯医師会附属鳥取准看護学院」 「名称 鳥取県

位置 鳥取市寺町一〇二番地 を位置 鳥取市

設置者 社団法人鳥取市三伯医師会 設置者 社団法

東部医師会附属鳥取准看護学院

富安一丁目二七番地 に改める。

人鳥取県東部医師会

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、細川土地改良区の定款の変更を昭和四十九年四月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十八号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあった土地改良(下味野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十九年五月十三日から昭和五十年二月二十八日まで

三 作業地域

鳥取市

鳥取県告示第四百号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

昭和四十九年五月十三日から昭和四十九年十二月十五日まで

三 作業地域

三朝町

鳥取県告示第四百一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同

条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四十九年四月二十二日	指定年月日	三六九	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
		米子市灘町三丁目一〇七番地		浅尾範夫	米子市灘町三丁目一〇七番地	